

より良い職場環境づくりに向けて

岩手県労働委員会は、働いている方や労働組合と会社(使用者)間のトラブルを解決するために設けられている行政機関です。

岩手県労働委員会では、働いている方、事業主の方、労働組合の方々から様々な労働相談をお受けしています。

その件数は年々増加しており、令和5年度は過去最多の687件の相談が寄せられ、全国でも2番目に多い労働相談件数となっています。令和6年度も相談件数は高止まりとなっています。
↓1位は宮城県

相談内容は賃金・手当、パワハラ・嫌がらせ、退職等が多く、大部分は雇用されている方からの相談です。

新型コロナも経験し、働き方も多様化しています。

ライフステージやライフスタイルに合わせて、希望に応じた多様な働き方ができる環境が求められています。

働いている方と事業主双方の良好な関係をもとに、働きやすい労働環境を整備し、人材の採用・定着につなげていただくよう、今一度基本的なワークルールをご確認願います。

労働委員会では、ワークルールを解説する出前講座も開催しています。

トラブルの未然防止に向けた労働相談もお受けしています。

労働委員会の各種制度をお気軽にご活用ください。

わんこきょうだい



○職員による労働相談

(R7. 3. 7現在)

◇労働相談なんでもダイヤル



0120-610-797 (ろうどうでくな)

受付時間：平日 8:30~17:00



◇メールによる相談 右記QRコードからアクセス



○労働委員会委員による無料労働相談会

相談対応者：労働問題に詳しい労働委員会委員【**公益委員**（弁護士、社会保険労務士、大学教授）、**労働者委員**（労働団体の役員など）、**使用者委員**（会社経営者など）】から各1名ずつ参加し、3人で相談に応じます。

◇月例無料労働相談会（毎月1回開催）

開催日：令和7年 3/26（水） 4/24（木） 5/23（金） 6/25（水） 7/25（金）
8/22（金） 9/19（金） 10/20（月） 11/25（火） 12/19（金）
令和8年 1/23（金） 2/24（火） 3/19（木）

会場：岩手県労働委員会委員室（朝日生命盛岡中央通ビル3階）

相談時間：13時~14時45分又は15時~16時45分（1人45分以内）

予約受付：開催日の**前日正午までに予約が必要**。先着2名

◇出前無料労働相談会

令和7年：5/13（火）18~21時（盛岡市）、6/1（日）13~16時（北上市）、
7/6（日）13~16時（大船渡市）、8/6（水）17時~20時（北上市）、
9/7（日）13~16時（遠野市）、10/5（日）13~16時（二戸市）、
10/8（水）18~21時（盛岡市）、10/26（日）10~15時（盛岡市）、
11/9（日）13~16時（一関市）、12/7（日）13~16時（宮古市）、

令和8年：1/17（土）13~16時（奥州市）、2/8（日）13~16時（盛岡市）

※10/26（日）を除き、開催日の2営業日前（日曜日の場合は前週木曜日）までの予約が必要となっています。

○出前講座

基本的なワークルールの知識などを解説する出前講座を開催。社内研修、職域団体の階層別研修、各種会議などでご活用ください。目的・御希望に応じてテーマを設定できます。県内であれば、どこでも伺います。講師派遣の費用は無料です。

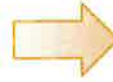
《テーマ例》

「パワハラ（カスハラ）防止対策」、「基本的なワークルール」など



労働委員会事務局HPには
次のような相談事例を掲載しています。

詳細はこちら



賃金関係

- 1 賃金を払ってもらえない。
- 2 未払い賃金があるのに、会社が倒産した。
- 3 仕事が終わらないので自分の判断で残業をしているが、残業代が支払われない。
- 4 残業時間が増えても、定額の残業代しかもらえない。
- 5 退職したら、給料を受け取りに来いと言われた。
- 6 会社の都合で休むのに、給料は満額もらえないのか。
- 7 歩合給制なら、賃金はどれだけ低くなくても仕方ないのか。
- 8 退職金を減らされた。



解雇・退職関係

- 1 解雇される理由がないのに、突然、解雇すると言われた。
- 2 私傷病を理由とした解雇は問題ないか。
- 3 成績不良を理由とした解雇は問題ないか。
- 4 労働条件の変更に応じないなら、雇止めしてもよいか。
- 5 無期転換の申込みを行ったが、認められないと言われた。
- 6 退職を認めてくれない。
- 7 退職してくれないかと言われた。
- 8 退職の際、同業他社に転職しない旨の誓約書を書かされた。



人事関係

- 1 同期より賃金が低い。
- 2 降格させられた。
- 3 転勤命令は断れないのか。



労働条件・休暇・パワハラ等

- 1 パワーハラスメント（パワハラ）をやめてほしい。
- 2 長時間労働をさせられ、休憩も休日もしっかりと取れない。
- 3 年次有給休暇を取得させてくれない。
- 4 契約社員でも年次有給休暇は取れるのか。
- 5 退職前に希望どおり年次有給休暇を与えなくてはならないか。
- 6 事故を起こしたら、損害を全額負担しなければいけないのか。
- 7 退職するときは、研修費用を返還しないといけないのか。
- 8 契約時の口約束を守ってもらえるか心配。
- 9 求人票と実際の労働条件が違う。
- 10 労働条件を一方的に変更された。



■労働委員会の特色と主な役割■

公労使の三者構成
中立・公正

手続
簡易・迅速

行政機関
無料・秘密厳守

1 労働相談への対応

■ 主な相談事例

(労働者から)

突然の解雇、雇止め、配転命令、
給与カット、サービス残業、賃金未払い、
嫌がらせ、パワハラ、セクハラ など

(使用者から)

退職する社員から金銭を要求された、
労働条件の話合いが進まない、
突然、労働組合から団体交渉を申し込まれた など

2 労使トラブルの解決 (あっせん)

労使トラブルの解決に向けたあっせん制度もあります。

労働者、使用者双方の主張を伺い、専門的な助言を行う等双方の歩み寄りを図り、問題解決をお手伝いする制度です

■知っておきたいワークルール■

労働契約を結ぶ際、原則として書面で
明示が必要な事項

- 労働契約の期間
- 契約更新の基準(期間の定めがある場合)
※通算契約期間又は更新回数の上限含む。
- 仕事の場所、仕事の内容(就業の場所・業務の変更の範囲を含む)
- 労働時間、休日・休憩
- 賃金の計算方法、支払いの時期
- 退職、解雇の手続



年次有給休暇

6か月以上継続して働き、8割以上出勤していれば、
正社員、アルバイトの区別なく付与され、利用目的に関わらず取得が可能

勤続期間	6か月	1年	2年	3年	4年	5年	6年
		6か月	6か月	6か月	6か月	6か月	6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

※ 付与される日数は、週所定の労働日数で決まります。

- 使用者は、年次有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければなりません。ただし、請求された時期に同休暇を与えることが、会社の正常な運営を妨げる場合は、使用者は別の日に同休暇を変更させることができます。(時季変更権の行使)
- 使用者は、同休暇日数のうち5日間については、労働者毎に時季を定めて与えなければなりません。(対象：年10日以上と同休暇の付与者)



時間外労働の割増賃金

時間外労働の割増賃金

時間外に労働させた場合には、25%以上の割増賃金を支払う。

※時間外労働とは、
法定労働時間(1日8時間、又は週40時間)を超える労働のこと。

深夜労働の割増賃金

深夜に労働させた場合には、25%以上の割増賃金を支払う。

※深夜とは「午後10時から午前5時まで」

※時間外労働の割増賃金とは合算

※労働時間とは、客観的にみて使用者の指揮命令下に置かれている時間です。作業服への着替えなど業務に必要な時間も労働時間に含まれます。



休憩時間のルール

- 1日の労働時間が6時間を超える場合
⇒ 少なくとも45分
- 1日の労働時間が8時間を超える場合
⇒ 少なくとも60分

※休憩時間は、労働者が自由に利用できる時間です
(ランチ・睡眠など)

※電話当番などの待機時間(手待時間)は
休憩時間にあたりません



【お問合せ】

岩手県労働委員会事務局

〒020-0021 盛岡市中央通1-7-25

朝日生命盛岡中央通ビル3階

電話019-629-6276、6277(直通)

労働相談なんでもダイヤル

ろうどうでなくな

0120-610-797

【平日：8:30~17:00】

岩手県労働委員会
HPはこちらから
→→→



企業経営者、人事・総務担当者等の皆様へ

出前講座のお知らせ

～人材の確保・定着に向けて～



講師派遣
無料

県内なら
どこでも
OK

希望に応じて
テーマを設定

- 人材の確保・定着に資する、魅力ある職場環境づくりについて、出前で伺って講師を務めます。
- 会議や研修会などの講師に、出前講座を是非御利用ください。
- 会議や研修会の規模の大小を問いません。まずはお電話ください。

講座の様子



【受講者の声

(ハラスメント防止講座)】

「今回の講座でハラスメントの実態がわかりました。」
「接客する身として大変興味深く聞かせていただきました。」
「相手を尊重して思いやりを持って仕事をしたいと思いました。」

お問合せ先

岩手県労働委員会事務局

☎ 019-629-6276

FAX 019-629-6274

盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階

ホームページ

岩手県労働委員会

検索

出前講座の概要

テーマ (例)	<p>①「よりよい職場環境を築くために」 実際の事例等を交えながら、よりよい職場環境を築くための知識や制度等についてお話しします。</p> <p>②「職場におけるハラスメントの防止のために」 よりよい職場環境を築くためのトラブル防止対策や、会社で必要とされるパワハラ・カスハラ対策について説明します。</p>
講師	岩手県労働委員会の委員
対象	<p>岩手県内の企業経営者、人事・総務担当者等の皆様向けの会議や研修会など ※ただし、次の場合は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○営利・宗教・政治活動を目的とするもの ○苦情・陳情を目的とするもの ○暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が実施するもの
日程等	<p>できる限り御希望に沿うよう調整いたします。希望日を御相談下さい。 ※オンライン開催の相談も承っています。</p>
経費	<p>講師派遣の費用はかかりません。（講師料・旅費は不要です。） ※派遣先は、岩手県内のみ。 ※会場は、申込者の方で御準備願います。</p>
申込方法	開催予定日の概ね2か月前までに岩手県労働委員会事務局にお電話ください。

講師名

公益委員	労働者委員	使用者委員
本田 純	鈴木 圭	平野 佳則
太田 秀栄	山岸 伸行	松川 顕
石堂 淳	紺野 千鶴子	柴田 千春
山崎 哲雄	佐藤 茂生	石川 義晃
渡部 あさみ	佐々木 正	藤田 芳男

※講師は労働委員会で選定させていただきます。